

幸徳秋水の天皇観

辻 野 功

一 天皇崇拝者幸徳秋水

明治天皇暗殺の陰謀を企てたとして大逆罪に問われ、一九一一年（明治四四年）一月二十四日死刑台の露と消えた幸徳秋水は、しかしながら、思想家としての生涯の前半生においては、熱烈な天皇崇拝者であった。

幸徳秋水は一八九三年（明治二六年）九月、その師中江兆民の推薦で板垣退助の『自由新聞』にはいった。しかし一八九四年の末には、この『自由新聞』が経営難からつぶれてしまい、幸徳は一八九五年の三月には『広島新聞』の創刊に加わった。ところがこの『広島新聞』にあきたらなかつた幸徳は、在職わずか二カ月でやめてしまい、『自由新聞』時代からの親友小泉三申の口ききで、大岡育造が社長の『中央新聞』に口を得た。

この『中央新聞』での仕事は、『自由新聞』時代と同じ翻訳係、それに雑報係であった。翻訳係は現在の外信部記者、雑報係は社会部記者といったところであるが、幸徳は下っ張の記者であった。事実幸徳は記事の終わりに「社末幸徳秋水」と記しており、「社末」とは社の末輩という意味であった。ところがこの「社末」記者幸徳秋水が、一躍論説記者に抜擢される事件が起こつた。

明治天皇の義母である英照皇太后が崩御になり、一八九七年一月一日御大葬が行なわれたのであるが、幸徳秋水は大森駅での御大葬列車の奉送記を書き、二月三日の『中央新聞』に掲載した。彼の「大森駅奉送記」は、つぎのような文章であつた。

英照皇太后陛下の梓の宮を送迎し奉りける昨日の大森停車場^{すていしゃじょう}の有様こそ心言葉も及ばれぬ我忠愛なる士民が敬弔奉送の誠意を皇天も納受まし／＼けん、（中略）

頗て午前二時四十五分と申すに殷々たる遠雷につれて万人の眼光斎しく転ずる其方より機関車前に喪章を付けたる国旗を挿みて馳来る是れ四千万赤子の号天哭地して恋望の涙乾き難き英照皇太后陛下の還らぬ旅に出で玉う梓の宮を載せ奉りし列車なりけり。

停車場前に止まり給いしと思う間もなく忽ち鱗々轆々として敢なくも西に向わせ玉う眼を挙げ足を翫てゝも御跡したうべうもあらず無情の列軍は万斛の恨みを載せ去りて一道の黒烟のみぞ空しき御名残りとはなりにけり。⁽¹⁾

この記事が社長大岡育造の目にとまり、幸徳秋水は異例の抜擢をうけて一躍論説記者になつたのである。⁽²⁾ このことは、幸徳の従妹岡崎てるの「従兄秋水の思出」がつぎのように証言していることによつて、明らかである。

三十年の一月十一日、英照皇太后が崩御になり、私の母や伯母が青山へ謹んで御見送に行つたことを憶えているが、特記すべきは、秋水兄の文名がいささか人に知られるようになつたのがこの時の御大葬を品川駅にお見送りした際の記事によるものであつた。（中略）その文章が非常な名文であつた。後年社会主義に赴いた兄も此頃は純良な「日本的」青年であつたので、臣民としての悲み、皇太后陛下をお悼み申す臣子の情に滲れたこの文章は、時の中興新聞社長大岡育造氏の目にとまり、一躍してその

殊遇を受くるに至ったのである。⁽³⁾

後に大逆事件で刑死する幸徳秋水が、皇室記事で一大抜擢を受けて論説記者になつたとは、想像もつかぬことであるが、事実であった。この時彼は弱冠二七歳であった。

『中央新聞』が伊藤博文に買収されてしまつたため、そこに勤めるのを潔しとしなかつた幸徳秋水は、一八九八年（明治三十一年）二月、『中央新聞』を退社して、同郷の先輩黒岩涙香の『万朝報』に入社した。この『万朝報』においても、幸徳はうやうやしく皇室記事を書いている。

一九〇〇年（明治三十三年）二月一一日に「立皇太子妃の盛儀を賀し奉る文」を書いた幸徳秋水は、続いて五月一〇日に「皇太子殿下の大礼を賀し奉る」文を書いている。この日、後の大正天皇たる皇太子嘉仁と九条節子との結婚式が行なわれたのである。幸徳秋水は、この御成婚に対し、つぎのように書いた。

伏して聞く皇太子殿下、今茲五月十日廟に告げ綏を受けさせ給いて、こゝに共牢合巹の大典を挙げ行わせ給う、神人交も慶して、山河光あり、瑞氣龍蕊として春宮を單め、祥雲靉靆として玉闕を繞れり、臣某等誠歎誠喜、頓首頓首。（中略）

臣某等何の福いにてか、生きて聖代に遇い、仰て盛事を挙し奉り、欣抃踊躍して感恩の至りに任ることなし、謹みて微哀を布く。⁽⁴⁾

ところがここに一大事件が起つた。若きキリスト教社会主義者山川均は、友人守田文治とともに、世の改革をはからんとして、『青年の福音』という小雑誌を中庸堂という書店から発行していた。その第三号において、守田は「人生の大惨劇」と題して、人は愛によつてのみ結婚すべきであり、愛によらない強制された結婚は、無形の暴力に

よる姦淫であり、権力に捧げられた人身御供であると論じた。もつとも守田の文章はきわめて抽象的で、具体的に御成婚を指すような文句は何一つなかつた。ただ彼は、その文章を「國人は空間の一角落に斯くの如き事實を見ずや」という文句で結んだのであつた。この一句で、守田は不敬罪に問われたのであつた。

守田の文章に筆を加え、また「苦笑錄」という題で、「御慶事にあたつてキリスト教徒が、ことさら皇室にたいする忠誠をてらつて迎合しようとしている態度をあざけつた」山川もまた、不敬罪に問われた。山川の批判は、「御慶事そのものではなくて、これにたいするキリスト教徒の迎合的な態度だつた」のであるが、彼の文章には、はつきり「御慶事」という言葉が使われていたので、皇室に対する不敬の行為ありとされたのである。五月三一日に東京地方裁判所において判決言渡しがあり、山川と守田は未青年のため罪一等を減ぜられたが、それでも重禁錮三年六ヶ月・罰金一二〇円・監視一年の判決を受けた。発売元の中庸堂主人若林鑑太郎かんたろうも、事情を知つて販売頒布したかどで、重禁錮八ヶ月・罰金五〇円・監視六ヶ月の判決を受けた。

この御成婚については、社会の一部には九条節子に対してひそかに同情する向きもあつたらしい。しかしながら一般には慶祝ムード一色で、山川・守田は「不敬漢」・「非國民」・「大罪人」と罵詈謔謗された。

ところで幸徳秋水であるが、彼はこの山川・守田の不敬事件について、五月一八日「皇室と人民」と題する論説において、つぎのように論評している。

近時四人の青年が、如何なる天魔の魅入りしにや、狂暴不敬の文字を弄して其筋へ拘引せられたり、吾人は斯る狂暴不敬の文字を作るの心を有する人民が、三人にもせよ四人にもせよ、我同胞の中に存在するを想い来れば、實に痛心の至りに堪えず。

(中略)

夫れ然り我国王化の治ねき今日に如くはなく、国民忠良の心熾んなること今日に如くはなきにも拘らず、彼狂暴不敬なる四人の青年を出せしに至りては、吾人は殆ど其理由を看出す能わず、窃に思う堯舜の時にも悪人はありき、彼等不敬漢も亦此類なる乎。⁽⁸⁾

山川・守田の健全な御慶事批判に比べれば、幸徳がいかに熱烈な天皇崇拜者であったかが明らかになる。幸徳から「狂暴不敬なる青年」と非難された山川が、その幸徳から招かれて日刊『平民新聞』編集部に加わり、社会主義運動に身を投ずるようになるのは、この事件から六年後の一九〇六年（明治三九年）一二月のことであるが、一九〇〇年の時点においては、二人とも後のめぐり合いを予想するなどできない程対極の地点に位置していたのである。

一九〇一年三月一五日には、幸徳は「勅語下る」と題する論説を書いている。その中で彼は、「憲法は軽からざるに非ず、然れども勅語は更に重き也」⁽⁹⁾と論じている。さらに五月三〇日には、「日本の民主主義」と題する論説において、天皇による日本の政治の精神は、「完全なる民主主義」⁽¹⁰⁾と名づけてよいと述べ、そしてつぎのような文章でこの論説を結んだのであった。

夫れ所謂民主々義を以て、共和政治の専有物となし、立憲政治と両立せずと信ずる者あらば、是れ大なる誤り也、堯舜は實に民主々義者なりき、禹湯文武も民主々義者なりき、而して古來其君主の尤も完全に、尤も熱心に之を執持し代表し実行せるは、實に我日本に如くはなし、我万世一系の宝祚、宇内に冠絶して、振々無窮に榮ふる所以、豈に偶然ならんや。

然り、之を民主々義と名く可らずんば、即ち之を忠君主義と名くるも可也、愛國主義と名くるも可也、但だ万機民意を主とし玉うの御誓文、木戸公の所謂、民と偕に居り民と共に守るの御趣意、御精神は、炳乎として日月と光を争う、是れ我国是也、国

体也、之に背き之を忌む者は、實に陛下の罪人也、而して宗祖列聖の罪人なるを断言する也」⁽¹¹⁾

この頃幸徳秋水は、すでに社会主義者であった。幸徳が何時から社会主義者になったかは、なかなか決めがたい問題であり、彼は一八九八年一一月一八・一九日には「社会腐敗の原因と其救済」を『万朝報』に発表し、それが機縁になって、村井知至・片山潛から勧誘され、社会主義研究会に入会した。そして社会主義研究会では、一八九九年六月二十五日の第八回例会で、幸徳は「現今の政治社会と社会主義」と題する発表を行ない、明治当初の政治理想を失ない腐敗した現今政治社会を救う道は社会主義による改革にのみあると述べている。

しかしながらまだこの段階にあつては、幸徳は実際行動においては、既成政治の枠内で代議士になる夢を追い求めていたのであり、社会主義者に転化しきつたとは言えないのだろう。そういう意味では、代議士の夢破れ、また幸徳が「自由党を祭る文」を書いた伊藤博文への自由党の身売りなどを経た後の、一九〇一年(明治三四年)四月九日に『万朝報』に発表した「我是社会主義者也」は、彼の社会主義者への転化のメルクマールとなるものであろう。

社会主義者となつた幸徳秋水が、天皇を熱烈に賛美する、そこになんらの矛盾もなかつたのであろうか。不思議なことに、幸徳秋水の場合には矛盾がなかつたのである。なぜであろうか。それは、幸徳が社会主義を資本主義的経済制度の変革とのみ考え、政治制度の変革をその対象から除外していたからである。先にあげた「我是社会主義者也」は、全文これ資本主義経済制度変革の必要性の強調であり、そのようなものとしての「我是社会主義者也、社会党也」⁽¹²⁾の告白であつた。

この点をもつと明瞭に論じたのが、一九〇二年(明治三五年)一一月に『六合雑誌』に発表した「社会主義と国體」

である。幸徳は「先月某会合に於て、社会主義の大要を講話した時に、座中で起つた第一の質問は、社会主義は我国國体と矛盾しはせぬ歟、というのであつた。思うに社会主義を非とする人々は皆此点に疑問を持つて居るらしい。否な現に公々然と、社会主義は國体に害が有るなどと論じて居る人も有るということだ。（中略）社会主義なるものは、果して彼等の所謂、國体、即ち二千五百年一系の皇統存在するうことと、矛盾衝突するものであろう歟」と問題を提起し、それに対し「予は断じて否と答えねばならぬ⁽¹⁴⁾」とした。なぜならば、「社会主義は即ち維新の革命が武門の階級を打破した如く、富の階級を打破して仕舞つて、社会人民全体をして、其經濟上生活上に平等の地位と権利を得せしめんとするのである⁽¹⁵⁾」からであるとした。したがつて幸徳によれば社会主義は國体に矛盾しないどころか、「社会主義に反対するものこそ、反つて國体と矛盾するものではない歟と思う⁽¹⁶⁾」としたのである。

この「社会主義と國体」は、翌一九〇三年（明治三六年）七月に出版された、あの有名な『社会主義神髓』にも附録として収められた⁽¹⁷⁾。『社会主義神髓』は、初版当時のままで一九〇五年（明治三八年）までに七版をかぞえたのであり、幸徳の社会主義と國体に関する考えは、一九〇五年頃迄続いたと見ることができるのである。

もちろん幸徳秋水も政治上の変革を唱えてはいた。彼は普選を強く主張し、普選運動の有力メンバーであつた。しかしその普選は、明治維新・五箇条の御誓文路線の一層の徹底として要求されたのであって、天皇制や帝国憲法体制を否定する契機を含むものとして要求されたのではなかつた。

幸徳秋水の社会主義の主張は、あくまでも経済の分野にあつた。この点で天皇制を批判してやまぬ共和主義者木下尚江とは鋭く対立したのである。木下が穂積八束の國体論を批判したところ、幸徳から「君、社会主義の主張は、經濟組織の改革じゃないか。國体にも政体にも関係は無い。君のような男がある為めに、『社会主義』が世間から誤解

される。非常に迷惑だ⁽¹⁸⁾と強く叱責されたという。

幸徳の言を、当時の歴史的環境のもとでの戦術的考慮によるものとする解釈も一部にあるが、やはり幸徳は心の底より天皇制を肯定していたのである。もちろんこの歴史段階において、明治の社会主義者のほとんどが天皇制を認めている。しかしその半は消極的に天皇制を是認していたのであって、幸徳のように積極的に肯定している者は少ない。当時の幸徳の社会主義理解には、一面非常にすぐれた点があったと同時に、他面非常におくれた点があったことを率直に認めねばならない。そのような意味で、この段階では社会主義理解においては、幸徳よりは安部磯雄などの方に軍配が上るのである。

もちろん幸徳秋水が天皇制を肯定したからと言つて、現実の天皇制そのままを良しとしたのではなかつた。幸徳は「王化の洽く行われて、人民忠良の心極めて熾くなるは、……皇家が一般人民と直接親近する時に在り、皇家が事実に於て人民全体の代表者たるの時に在り」⁽¹⁹⁾とした。このような立場に立つ幸徳は、「貴族權臣其他宫廷に於ける一種の階級が、皇家と人民の間に介在して、上下の意思感情の疏通を妨碍する」⁽²⁰⁾のを強く非難し、天皇と人民の間に介在するものとしての藩閥政治家・官僚を強く憎んだ。

したがつて社会主義者幸徳秋水が一九〇一年（明治三四年）一二月に田中正造の天皇への直訴文を書いてやつたのも、ごく自然のことであった。ちなみに木下尚江は田中の直訴そのものと幸徳が直訴文を書いてやつたこと両方に対して、きわめて不快に感じ、それを隠していない⁽²¹⁾。

田中の直訴が社会に衝撃を与えていた事件二日後に、幸徳は「臣民の請願権（田中正造の直訴に就て）」を発表して、つぎのように田中の行動、ひいては自らの行動を擁護している。

臣民に請願の権あること、陛下の定め玉える憲法の条章に昭々たり、……而して天皇陛下に請願することを許さざるの法令あること無し、（中略）

夫れ皇徳は天の如く覆わざることなし、地の如く載せざる所なし、雨露の如く潤さざる所なし、而して臣民の皇室を敬愛し奉つること赤子の慈母に於けるが如し、若し此の間に鴻溝を画して臣民直ちに天皇陛下に請願すること能わざと為すものあらば是れ實に君臣を離隔する也、聖明を壅蔽する也、民意の上達を障礙する也、不臣是より甚しきはあらず。

田中の直訴、臣民の義に於て果して何の点にか背戾の跡ある、既に道を尽し理を尽し義を尽して、一も達すること能わざ、悲痛の余、竟に聖駕に縋りて泣いて斯の民の願いを聞せんとす、是れ臣民の至情にはあらずや、吾人は寧ろ田中をして茲に至らしめたる政府及び議会の放慢を責んとす、嗚呼竟に至仁至慈の陛下を煩わし奉つるは誰の責ぞ。⁽²²⁾

この幸徳の天皇直訴文代作事件をもって、彼が抵抗権を認めた、あるいは非合法直接行動を是認した証拠であるとする見解があるが⁽²³⁾、これは誤りであるというべきであろう。幸徳は天皇と人民の直接の結びつきを夢想し、天皇制への限りない幻想を持っていたのが実状である。そこに、当時の幸徳の思想的限界があつたと言わなければならない。したがつてこの段階の幸徳は、あえて誤解をおそれず言えば、一君万民の社会主義を理想としていた、と言うべきであろう。

周知のように日露両国の中に風雲急を告げると、幸徳は堺利彦・内村鑑三らとともに『万朝報』紙上に非戦の論陣をはつた。しかしながら日露開戦が不可避となるや、『万朝報』の態度は主戦論に豹変してしまった。社の態度を潔しとしなかった幸徳は、堺とともに退社して、平民社を設立し、一九〇三年（明治三六年）一一月一五日、週刊『平民新聞』を創刊した。この週刊『平民新聞』紙上で、幸徳は精力的に非戦論を展開したのであるが、この段階にあつ

ても彼の天皇觀・社會主義理解は基本的に変わっていない。
幸徳は一九〇四年（明治三七年）二月二七日、週刊『平民新聞』紙上に、「和戦を決する者」を発表し、つぎのように論じた。

日本の憲法は宣戦講和の大事が天皇の大権に依て決せられるべきことを規定す、然れども大権の未だ發動せざる前、先ず、之を決する者あるに似たり、誰か之を決する者ぞ、曰く国民の輿論乎、あらず、曰く立法部の議員乎、あらず、曰く行政部の官吏乎國務大臣乎、あらず、若し是等の者之を為す猶お怪しむに足りず、而も實際に於て宣戦講和の關鍵を握る者は、一種の金貸業者に非ずや、彼の銀行家と名くる金貸業者にあらずや。⁽²⁴⁾

ここに見られる幸徳の見方は、金融資本家を惡玉に仕立て上げることによつて、天皇およびそれに連なる勢力に免罪符を与えるものであつた。幸徳は週刊『平民新聞』紙上で一貫して熱烈に非戦を唱えたが、戦争を始めた最終の、そして最大の責任者である天皇には、なんら触れるところがなかつたのである。

- 注(1) 幸徳秋水「大森駅奉送記」（『幸徳秋水全集』第一巻、一九七〇年、明治文献刊所収）二〇六二八ページ。
(2) 神崎清『実録幸徳秋水』（一九七一年、読売新聞社刊）二二一ページ参照。
(3) 岡崎てる「従兄秋水の思出」（『幸徳秋水全集』別巻一、一九七二年、明治文献刊所収）二三五二六ページ。
(4) 幸徳秋水「皇太子殿下の大礼を賀し奉る」（『幸徳秋水全集』第二巻 一九七〇年、明治文献刊所収）三三七ページ。
(5) (6) (7) 山川菊栄・向坂逸郎編『山川均自伝』（一九六一年、岩波書店刊）一八三ページ。
(8) 幸徳秋水「皇室と人民」（『幸徳秋水全集』第二巻所収）三四〇二一ページ。
(9) 幸徳秋水「勅語下る」（『幸徳秋水全集』第三巻、一九六八年、明治文献刊所収）二〇九ページ。
(10) 幸徳秋水「日本の民主主義」（『幸徳秋水全集第三巻所収』二四八ページ）。

(11) 同右二五〇ページ。

(12) 幸徳秋水「我は社会主義者也」(『幸徳秋水全集』第三巻所収)二三三一ページ。

(13) 幸徳秋水「社会主義と国体」(『幸徳秋水全集』第四巻、一九六六年、明治文献刊所収)五三一〇一ページ。

(14) 同右五三三一ページ。

(15) 同右五三三六ページ。

(16) 同右五三三六ページ。

(17) 岩波文庫版『社会主義神髄』の解説(平野義太郎氏)は、「付録」の「社会主義と国家」・「社会主義と直接立法」・「社会主義と婦人」について論じていながら、「社会主義と国体」にはなんら言及していない。幸徳のマイナス面には目をつむる誤った態度だと言わざりとも、仕方がないであろう。

(18) 木下尚江「神人間自由」(『木下尚江著作集』第一四巻、一九七二年、明治文献刊所収)九ページ。

(19) 幸徳秋水「皇室と人民」(『幸徳秋水全集』第二巻)三四一ページ。

(20) 同右三四〇ページ。

(21) 木下尚江「神人間自由」(『木下尚江著作集』第一四巻)九〇一〇ページ。

(22) 幸徳秋水「臣民の請願権」(田中正造の直訴に就て)(『幸徳秋水全集』第三巻)三七四〇六ページ。

(23) 西尾陽太郎『幸徳秋水』(一九五九年、吉川弘文館刊)七九ページ、神崎清『実録幸徳秋水』一八九ページ参照。

(24) 幸徳秋水「和戦を決する者」(『幸徳秋水全集』第五巻、一九六八年、明治文献刊所収)七九ページ。

二 思想の転換

天皇制を信じて疑わなかつた幸徳秋水も、歴史の進行の中で、その思想を転換していった。思想転換の要因は、(一)ロシア革命運動の影響、(二)天皇制政府による弾圧と投獄、(三)渡米であった。

幸徳秋水は、他の社会主義者と同じくドイツ社会民主党的な議会主義的社會主義者であった。すなわち普通選挙権

を獲得し、労働者人民の代表としての社会主義者が議会の多数を制することによって、社会主義の実現をはかるとするものであった。したがつて幸徳は、一九〇四年（明治三七年）三月一三日、交戦国ロシアの社会民主労働党に連帶して反戦のために闘おうと呼びかけた「与露國社會黨書」において、ロシア社会民主労働党につぎのように議会主義的平和革命路線をとるよう訴えたのであった。

然れども我等は一言せざる可らず、諸君と我等は虚無党に非ず、テロリストに非ず、社会民主党也、社会主義者は、万国平和の思想を奉持す、社会主義者が戦闘の手段は、飽まで武力を排せざる可らず、平和の手段ならざる可らず、道理の戦いならざる可らず、言論の争いならざる可らず、我等は憲法なく国会なき露國に於て、言論の戦闘、平和の革命の極めて困難なることを知る、而して平和を以て主義とする諸君が、其事を成すに急なるが為めに、時に干戈を取て起ち、一舉に政府を転覆するの策に出でんとする者あらん乎、我等は切に其志を諒とす、而も是れ平和を求めて却つて平和を攪乱する者に非ずや、目的の為めに手段を採まざるは、マキャベリー一流の專制主義者の快とする所にして、人道を重んずる者の取る可き所にあらず。⁽¹⁾

これに對して、當時メンシェヴィキがヘゲモニーを握っていたロシア社会民主労働党の『イスクラ』は、つぎのように回答し、暴力革命やむなしと唱えた。

力に對するには力を以つてし、暴に抗するには暴を以てせざるを得ず、されど我等が此言を為すは決して虚無党又は威嚇党テロリストとしてにあらず、虚無党とは只彼の小説家ツルゲネフの想像の中に活躍し、歐州上流社会の恐怖の中に生じたる產物なるのみ、我等は曩に露國社会民主党を建説してより以来、威嚇主義アコリズムを以て不適當なる運動方法と為し、曾て之と闘うを止めたる事なし、然れども悲むべし、此国の上流階級は曾て道理の力に服従したる事なく、又将来然すべしと信すべき少の理由だも發見すること

能わず。⁽²⁾

このような回答文を読んだ幸徳秋水は、「吾人が曩に、暴力を用いる事に就て彼等に忠告したるに対し、彼等が猶終に暴力の止むを得ざる場合あるを言うを見て、深く露国の国情を憎み、深く彼等の境遇の非なるを悲まざるを得ず」⁽³⁾と、その感懷を述べ、あえて再反論はしなかつた。

以上から明らかになったことは、国情の如何、政治的自由の有無にかかわらず、平和的合法的な社会主義運動の路線をとるべきだと、幸徳が確信していたことである。それからもう一つ明らかになったことは、この段階では幸徳は、「社会民主党」と「虚無党」・「テロリスト」とは明確に区別し、自らが前者の立場に立つことを明らかにしているが、「虚無党」・「テロリスト」と「社会革命党」の区別をまだしていないことである。

四月には幸徳は週刊『平民新聞』紙上に、「社会党の将来」なる論文を発表した。その中において彼は、アメリカ・イギリス・ドイツ・ロシア各国の国情と、そこにおける社会主義運動のあり方を検討した後、「於是乎知る、欧米社会党なる者は文明なる立憲国に於ては、平穏なる政党たり、野蛮なる専制国に於ては、秘密の結社となり、之を導けば、温和なる發達を為し、之を圧すれば猛烈なる抵抗を生ずるを」⁽⁴⁾という結論を得た。幸徳は、社会主義運動が合法的平和的立場をとるか、非合法的暴力的立場をとるかは、いつに支配者階級の態度如何にかかっているという観点に、従来の考え方から移行したのである。それならば日本はどうかという問題については、つぎのように述べて判断を留保したのであつた。

翻つて我日本に見る、既に憲法あり議会あり何時迄選挙権の拡張を許さざることを得る乎、若し選挙権拡張され普通選挙の採

用さるゝの時ありとするも、労働階級の代表者即ち社会主義者は社会に出る能わざる乎、若し社会主義者が議会に出るの時あるも、何時までも社会党は公然たる政党たることを許されざる乎、若し社会党が公然たる政党となること有りとするも、而も彼等が多数の勢力を以て其目的を実行するは絶無なるべき乎、予は今此等の問題に答うるの自由を有せず、能く此等の問題を解釈し得る者は、独り「時間」^(ターム)あるのみ、然り唯「時間」^(ターム)あるのみ。⁽⁵⁾

以上のように思想の転換のきざしを見せ始めた幸徳が、一九〇五年（明治三八年）一月のロシア第一次革命の勃発を迎えたのであつた。幸徳はロシア第一次革命の進行に注目し、週刊『平民新聞』とその後継紙『直言』の紙上でそれに言及した。

一月一日、幸徳秋水は『直言』紙上に、ロシアの女性革命家ブレシコフスカヤを紹介する「露国革命の祖母」を発表した。その中で、彼はつぎのように述べた。

於是乎、「暴を以て暴に代えよ」てう叫声は露国全土を震動した、八〇年代の武力手段は又々採用せらるゝに決した、そして「社会民主党」の穏和なるに満足しないで、「革命社会党」は愈々組織せられた、多数の青年は翕然として之に赴き、世界の視聴を聳した。カルコウ、ポルタワ其他の諸州に、反乱統出すると同時に、「革命社会党」中の有志は別に「戦闘団」なる一派を組織して、暗殺を一手に引受け、各地に於ける職工、農民、猶太人等の為め復仇した。⁽⁶⁾

ここで幸徳は社会民主労働党と社会革命党を区別したばかりでなく、非合法的暴力的手段をとる社会革命党への共鳴をはつきり示した。彼は最後の節において、「予は記して茲に至つて、慚愧と感奮と交々胸中に湧き返つて、何の語を以て結ぶべきかを知らぬ」と書いたのであつた。⁽⁷⁾

「露國革命の祖母」を載せた次の号の『直言』に、幸徳は「露國革命が与うる教訓」を発表した。この論文は、社会民主労働党とは異なる社会革命党の紹介がその中心であって、彼は社会革命党の闘争方法への共感を隠していない。

ロシア革命運動の進展は、このように幸徳の思想に影響をもたらしたのである。

次に天皇制政府から週刊『平民新聞』が弾圧を受けたこと、特に天皇の名による裁判によって幸徳秋水自身が投獄されたことは、彼の天皇觀と社会主義思想を転換させる第二の要因となつた。

政府は日露戦争遂行にあたって、ロシアより日本の方こそ言論の自由のある文明国であると宣伝し、国際輿論において優位にたち、戦費調達のための外債募集を成功させようとした。そのため週刊『平民新聞』に対しても、当初は外見的な寛容さを示していた。

しかしながら幸徳秋水が週刊『平民新聞』第二〇号（一九〇四年三月二七日）に、「嗚呼増税！」を発表した時、初めての弾圧を受けた。幸徳は戦時下の第二〇臨時議会において、満場一致で決定をみた六〇〇〇万円の増税に対し、いかに戦争のためとはいえ、それを負担する国民にとっては苦痛である、そもそも人民が国家政府を組織し税金を払うのは人民の平和と幸福と進歩を来らしむるためである、それだのに国家政府が人民の平和と幸福と進歩をもたらさずして殺戮と困乏と腐敗をもたらすとすれば、人民にとって初めより国家政府などない方がよい、初めより租税などない方がよいと論じたのであった。ところがこの「嗚乎増税！」が、新聞紙条例違反に問われ、週刊『平民新聞』は発売禁止となり、発行兼編集人の堺利彦は控訴審で輕禁錮二ヶ月の判決を受けた。堺は日本社会主義運動史上初の犠牲者となつて、巣鴨監獄へ入獄したのである。

週刊『平民新聞』第五二号（一九〇四年一月六日）は「小学教師に告ぐ」、「所謂愛國者の狼狽」、「戦争に対す

る教育者の態度」を載せたが、これが新聞紙条例違反に問われ、一一月一九日の第一審で発行兼編集人の西川光次郎は輕禁錮七カ月・罰金五〇円、印刷人の幸徳秋水は輕禁錮五カ月・罰金五〇円、そして週刊『平民新聞』発行禁止の判決を受けた。もちろん幸徳らは控訴・上告によって最終判決が出るまで闘い続けるとともに、週刊『平民新聞』への原稿執筆を続けた。

一九〇四年一一月一三日の週刊『平民新聞』第五三号は創刊一周年記念号にあたつたので、それを記念して、全紙をあげて幸徳秋水・堺利彦訳の「共産党宣言」を掲載した。ところがこの号もまた発売禁止になり、西川・幸徳・堺は起訴された。そして翌一四日に予定されていた一周年記念園遊会も開会直前に中止を命ぜられた。さらに一六日には社会主義協会が治安警察法第八条第二項によつて結社を禁止され、平民社の表にかけられていた社会主義協会の看板は直ちに撤去させられた。

このような政府の弾圧に対して、幸徳秋水はつぎのように怒りをぶちまけた。

我國民は誇つて曰く、日本は自由文明の国也、東洋の英國也、我等の為す所を見よと、（中略）

此時に當りて、見よ！ 我日本政府が其人民の言論、集会、結社に対する行動態度は、如何に我日本が自由文明の国なり、東洋の英國なりてう事實を世界に証明し得たるかよ！（中略）

平民新聞創刊一周年を祝せんが為めに催うせる園遊会は、何故に解散せられたる乎、曰く治安妨害也と、何故に治安防^{マサ}害なる乎、曰く説明の限りにあらずと、自由文明なる東洋の英國の國民は二十世紀の今日に於て、猶お此の如く不得要領の答弁に甘んぜざる可らず。（中略）

而して社会主義協会の解散に至つては、更に解す可らず、是も亦治安に妨害ありといふ乎。

社会主義協会は明治三一年十月初て惟一館に開会せる以来、六年の間、一個學術團体として存せる者也、（中略）日本政府は何を認めて治安に妨害ありとなす乎、社会主義てう文字は治安に妨害ある乎、社会主義の研究は治安に妨害ある乎。

若し其文字と其研究とが果して治安に妨害ありとせば、日本政府は秦皇の如く、一切の図書を焼き一切の学者を抗にするを以て最も良策とせざる可らず、（中略）

若し夫れ平民新聞第五十三号（共産党宣言所載）発売停止の情状に至りては、極めて奇怪なりき。（中略）

嗚乎 是れ文明自由なる諸国に於て見ることを得るの現象なりや、暴虐圧制野蛮なる露国の外見ることを得るの現象なりや、⁽⁸⁾

先に紹介したように幸徳は「社会黨の将来」において、社会主義運動が合法的平和的路線をとるか非合法的暴力的路線をとるかは、いつに支配階級の態度如何にかかっているとの立場に移行したが、その時には日本に関しては、「時」^(タイム)あるのみ、然り唯「時」^(タイム)あるのみと判断を留保したのである。しかし「時」がたち、政府の厳しい弾圧を受けて、日本が「言論、集会、結社の自由を束縛すること、殆ど露國と異なるなき」ことを、幸徳は認めざるを得なかつたのである。そうであれば、結論は自ずと明らかであつた。幸徳は明言してはいなけれども、日本の社会主義運動が非合法的暴力的手段をとらざるをえないといいうのは、論理的結論であった。

「共産党宣言」事件の判決は一二月二〇日に下され、幸徳秋水・堺利彦・西川光次郎は罰金八〇円を申し渡された。週刊『平民新聞』第五二号事件の控訴審判決は、一九〇五年（明治三八年）一月一一日に出た。その判決は第一審の判決に加えるに印刷社国光社の印刷機没収であつた。この厳しい判決は、印刷業者を恐怖におとし入れ、社会主義者の出版物の印刷をことわる業者が急速にふえていた。

幸徳秋水と西川光次郎はもちろん上告したが、判決が軽くなる見込みはなかつた。このような相つぐ弾圧の中で、

『平民新聞』は遂に第六四号（一九〇五年一月二九日）を最終刊号として、自ら廃刊した。マルクスの『新ライン新聞』の例にならって全ページを赤刷りにした終刊号に、幸徳は、「吾人は涙を揮うて、茲に平民新聞の廃刊を宣言す」⁽¹⁰⁾と書き出し、「嗚呼、我平民新聞、短かくして且つ多事なりし生涯よ、誰か創刊の当時に於て爾く多事にして爾く短き生涯なるを思わんや、独座燭を剪て終刊の辞を艸すれば天寒く夜長くして、風氣蕭索たり」⁽¹¹⁾で結んだ「終刊の辞」を發表した。

二月二三日には大審院で上告棄却となり、幸徳秋水と西川光次郎の刑が確定した。幸徳と西川は二月二八日に、⁽¹²⁾巢鴨監獄に下獄することになった。巢鴨監獄において、幸徳は読書と思索に専念した。彼が読んだものには、エンゲルスの『フォイエルバッハ論』、レインの『The Level of Social Motion』、ドレイパーの『宗教学術の衝突』、ヘッケルの『宇宙の謎』、ルナンの『耶穌伝』、ラッドの『猶太人及基督教徒の神話』、クロポトキンの『田園工場及製造所』などがある。

五ヶ月の巢鴨監獄の生活は、幸徳の思想転換を一層推し進めた。堺利彦に宛てて、「若し夫れ今僕の宇宙觀、人生觀を問うものあらば、依然として唯物論者、科学的社會主義者也と報ぜよ」と言つてはいるが、社會主義を實現する「手段方針に関する意見は、……入獄當時より少しく變じた」⁽¹⁴⁾のであった。その変化は、議会主義的路線から社會革命党的直接行動路線への変化であった。そしてこのような社會主義運動路線の変化と相伴つて、天皇觀の変化が起っている。文書に記録されていないので、いつ頃どのような形で彼の天皇觀が変化したかは明らかではないが、出獄後のアルバート・ジョンソン宛の手紙の中で、「天皇の毒手の届かない外国から、天皇を初めとし其の政治組織及經濟制度を自由自在に論評する」ことを一つの目的として渡米したいと述べるようになっていた。この手紙で明らか

なように、幸徳は、かつての天皇崇拝から反天皇へと、その思想を急転換させたのである。

幸徳秋水は七月一八日に出獄したのであるが、獄中生活は病身の幸徳をむしばんでしまっており、運動の第一線には復帰できず、加藤時次郎の小田原の別荘で病を癒さねばならなかつた。そして幸徳は、一一月には転地療養をかねてアメリカに渡ることになった。この渡米が、彼の思想転換の第三の要因になつた。

幸徳の渡米は、亡命を思わせるような暗いものであつた。しかしながらアメリカは「自由の国」であつた。暗澹たる気持で太平洋を渡つた幸徳も、アメリカの「自由」を満喫した。シアトルで「戦後の日本」と題した演説をした後、一二月五日には、平民社サンフランシスコ支部の岡繁樹や岩佐作太郎らに迎えられて、サンフランシスコにはいつた。幸徳はそこでアルバート・ジョンソンに会い、さらに彼の紹介で、社会革命党系のロシア人亡命者フリッチ夫人と親交を結ぶようになった。フリッチ夫人は、彼女のすまいに下宿するようになつた幸徳をあじりにあじつた。

彼の日記には、つぎのような言葉がある。

フリッチ夫人大に普通選挙の無用を論ず。⁽¹⁶⁾

フリッチ夫人来つて大に治者暗殺のこと論ず。⁽¹⁷⁾

幸徳は、このフリッチ夫人の紹介によつて、当時ロンドンにいたクロポトキンと文通するようになつた。フリッチ夫人の影響のもとに、幸徳は直接行動主義に急傾斜していった。そして一九〇六年（明治三七年）三月には、つぎのように、故国に便りをしてくるようになつた。

革命は来れり、革命は初まれり、革命は露國より歐州に、歐州より世界に、猛火の原を燎くが如く蔓延しつつあり、積水の提を決するが如く氾濫しつつあり、今の世界は革命の世界也、今の時代は革命の時代也、我は時代の児也、革命党たらざる能わず。

日本は神州なりと言う乎、宇内に冠絶すと言う乎、能く世界の大勢、時代の潮流以外に卓然超然たり得べしと言う乎、能く革命の大海嘯を免る可しという乎、日本の社会組織は爾く堅牢なる者なる乎、⁽¹⁸⁾

内閣、選挙、政党、大学、文芸、宗教、咄咄何物ぞや、労働者の革命、世界的革命の怒濤狂瀾、全宇宙を掩うの時、彼等果して何物ぞや、革命の前に彼等果して半文錢の価値ある乎、色青白き学者文士は神に媚ぶべし、富に跪く可し、我は我労働者と相擁して来る可き革命の猛火に投ぜん。⁽¹⁹⁾

幸徳秋水は、六月一日には在米日本人社会主義者五〇余名とはかつて、ロシアのエス・エルそのままの社会革命党を結成した。その結党宣言は幸徳が執筆したものと言われているが、その冒頭においてつきのように述べた。

吾人は茲に満天下に向って社会革命党の結党を宣言す。

夫れ一人をして飽暖逸居せしめんが為めに百万民衆常に貧困飢餓に泣くの時に於て労働なるもの果して何の神聖ぞや、一人をして其私利、私福を恣にせんが為めに百万民衆全く自由権利を剥奪せらるゝ時に於て人生なるもの果して何の価値ありや、一人をして其野心、虚栄の心を満たしめんが為めに百万民衆常に侵略の犠牲たるの時に於て國家なるもの果して何の尊嚴ぞや。⁽²⁰⁾

ここでいう一人とは、明らかに天皇を指している。幸徳は、問題を一人（天皇）対百万民衆の対立ととらえたのである。天皇という言葉こそないが、幸徳は明確に反天皇の思想を宣言したのである。

結成式が終わると、日本へ印刷機を仕入れに帰る岡繁樹を伴つて、サンフランシスコから香港丸で帰国の途についた。この船中で、幸徳は岡に「日本で革命を起すためには、天皇制を打倒しなければならぬ。岡君、君は日本に帰つたら貴族院の衛士を志願して、天皇に近づく機会をうかがえ」と勧めたという話が伝えられている。

幸徳秋水は一九〇六年六月二三日帰国したのであるが、彼の渡米中の二月二八日に結成された日本社会党は、六月二八日に、神田の錦輝館で彼の帰国歓迎大演説会を開いた。この席上、幸徳はつぎのように、世界革命運動の潮流が議会主義から直接行動へ滔々と流れていると述べた。

諸君、過去一年有余の入獄と旅行とは、予の主義理想に何等の変化をも与えざりき、予は依然として吳下の旧阿蒙也、依然として社会主義者也。

但だ其主義理想は変化なしと雖も、之を実現する所以の手段方策は、社会氣運の進移するに従つて自ら変転すること無しと言ふ可らず。

予の聞賭する所に依れば、今や欧米に於ける同志の運動方針は、将さに一大変転の機に際せり、我日本の社会党なる者亦此新潮流を看取するを要す。（中略）

三百五十分の投票を有せる独逸社会党、九十人の議員を有せる独逸社会党、果して何事を為したりや、依然として武断專制の国家に非ずや、依然として墮落罪惡の社会に非ずや、投票なる者甚だ持むに足らざるに非ずや、代議士なる者の効果何ぞ甚だ渺なきや、労働者の利益は労働者自ら擰取せざる可らず、労働者の革命は労働者自ら遂行せざる可らず、是れ近時欧米同志の叫声也。（中略）

所謂立憲的、平和的、合法的運動、投票の多数、議席の多数なる者は、今の王侯、紳士閥が頤使せる金力、兵力、警察力の前

には、何等の価値を有する能わず、是れ近時欧米同志の痛切に感ずる所也。

於是乎、欧米の同志は、所謂議会政策以外に於て、社会的革命の手段方策を求めざる可らず、而して此方策や、能く王侯紳士閥の金力、兵力、警察力に抵抗し得る者ならざる可らず、少くも其鎮圧を免かれ得る者ならざる可らず、而して彼等は能く之を発見せり、何ぞや、爆弾か、匕首か、竹槍か、蓆旗か。

否な是等は皆な十九世紀前半の遺物のみ、将来革命の手段として欧米同志の執らんとする所は爾く乱暴の物に非る也、唯だ労働者全体が手を携して何事をも為さざること、数日若くば數週、若くば數月なれば即ち足れり、而して社会一切の生産交通機関の運転を停止せば即ち足れり、換言すれば所謂総同盟罷工ゼネラルストライキを行ふに在るのみ。⁽²²⁾

幸徳は世界革命運動の潮流について以上のように論じ、さらに日本の革命運動についても、「我日本の社会党も、從来議会政策を以て其主なる運動方針となし、普通選挙の実行を以て其第一着の事業となせり、是れ独逸と国情尤も相似たる我国に於て、固より怪しむに足らざる也、然れども予は去年獄中に在りて少しく読書と考慮とを費せるの結果、私かに所謂議会政策の効果如何を疑いしが、後ち在米の各国同志と相見るに及びて、果然彼等の運動方針が、一大変転の機に際せるを感じり」としたのである。⁽²³⁾

かくして幸徳の社会主義思想は、天皇を肯定する議会主義的なそれから、反天皇をその核心に秘め、直接行動^{II}総同盟罷工で社会主義の実現をはかるうとする過激なものへ変わってしまったのである。

- 注(1) 幸徳秋水「与露国社会党書」（『幸徳秋水全集』第五卷）九五〇六ページ。
- (2) 「露国社会党より」（『幸徳秋水全集』第五卷）一八〇ページ。
- (3) 同右一八一ページ。
- (4) 幸徳秋水「社会党の将来」（『幸徳秋水全集』第五卷）一一六ページ。

- (5) 同右一一八ページ。
- (6) 幸徳秋水「露国革命の祖母」(『幸徳秋水全集』第五巻)三五一二二ページ。
- (7) 同右三五三ページ。
- (8) 幸徳秋水「社会党の鎮圧」(『幸徳秋水全集』第五巻)二六八二七三二ページ。
- (9) 同右二七四ページ。
- (10) 幸徳秋水「終刊の辞」(『幸徳秋水全集』第五巻)三一六ページ。
- (11) 同右三一八ページ。
- (12) 幸徳秋水の下獄日については、二月二一八日説(神崎清・田中惣五郎・飛鳥井雅道)と三月五日説(西尾陽太郎・絲屋寿雄)があるが、二月二八日説が正しい。
- (13) 塩田庄兵衛編『幸徳秋水の日記と書簡』(一九六五年、未来社刊)一九二二ページ。
- (14) 幸徳秋水「余が思想の変化(普通選挙に就て)」(『幸徳秋水全集』第六巻、一九六八年、明治文献刊所収)一三四ページ。
- (15) 塩田庄兵衛編『幸徳秋水の日記と書簡』一九八ページ。
- (16) 同右一三六ページ。
- (17) 同右一三七ページ。
- (18) 幸徳秋水「一波万波」(『幸徳秋水全集』第六巻)七二二ページ。
- (19) 同右七七ページ。
- (20) 幸徳秋水「社会革命党宣言」(『幸徳秋水全集』第六巻)九二二ページ。
- (21) 荒畠寒村『寒村自伝』上巻(一九六五年、筑摩書房刊)一九一ページ。
- (22) 幸徳秋水「世界革命運動の潮流」(『幸徳秋水全集』第六巻)九七二一〇一ページ。
- (23) 同右九九ページ。

三 大 逆 事 件

幸徳秋水の直接行動論を聞いた日本社会党は、当初こそは、「それこそ寝耳に水とも称すべき全然予期せぬ一大波浪に見舞われた形であつた」⁽¹⁾が、彼の運動における卓越した地位と彼の理論を受け入れるにふさわしい政治情勢の存在とによって、直接行動論は急速に拡大していった。そして二月一七日に聞かれた日本社会党第二回大会の決議案採決においては、議会政策的修正案二票、中間的評議員会案二八票に対し、幸徳の直接行動的修正案は二二票を獲得したほどであった。しかも評議員会案自体が直接行動論の影響を大きく受けた折衷的なものであったので、その提案者の堺利彦さえ、「大会は事実に於て大多数を以て幸徳説を可決したと言わざるを得」⁽²⁾なかつたほどである。

ところで直接行動論の台頭は政府の警戒を呼びおこし、大会決議と幸徳の演説を掲載した日刊『平民新聞』第二八号（二月一九日）は発売禁止となり、発行人兼編集人の石川三四郎は起訴された。ついで二月二二日には、日本社会党まで結社を禁止された。

日本社会党の結社禁止後僅か二カ月で、日刊『平民新聞』もまた発行停止になつたが、これによつて社会主義運動は幸徳秋水を総帥とする堺利彦・森近運平・山川均・荒畑寒村らの直接行動派と、片山潛・田添鉄二・西川光次郎らの議会政策派との左右の両極へ、組織的にも分裂してしまつた。すなわち一九〇七年（明治四〇年）六月一日には、森近運平編集の半月刊『大阪平民新聞』が日刊『平民新聞』の後継紙を目指して創刊され、翌二日には西川らによって週刊『社会新聞』が創刊され、これらはしだいに両派の機関紙の觀を呈するにいたり、お互に紙面で相手を露骨に攻撃しはじめたのである。さらに議会政策派が八月一日に社会主義同志会を結成し、直接行動派が金曜会を結成する

ことによつて、組織的対立は固定化してしまい、両派の対立は激化していった。

このような分派闘争の中で直接行動派はますます過激化していった。そして政府の弾圧は、その傾向をますます推し進めた。このよう中、一九〇八年（明治四一年）六月一八日、山口孤剣が一年二カ月の刑期を仙台監獄でおえて出獄してきた。これより一月ほど前に出獄していた中間派の石川三四郎が、山口は直接行動派・議会政策派への分裂以前からの入獄者であるから、歓迎会ぐらい一緒にやつてはどうかと、堺利彦・西川光次郎に説いた。堺は賛成し、西川もお互いに自重するならと同意した。かくして六月二二日午後一時より、神田錦輝館で、左右両派合同の出獄歓迎会が開かれた。ところがその席上、直接行動派の大杉栄・荒畠寒村らが、赤地に白く「無政府」・「無政府共産」・「革命」と縫いつけた旗を振りまわって、議会政策派の連中にいやがらせをした。

勢いあまつた彼らは、会場の外に飛び出した。ところがそこへ警戒していた警官隊が飛びかかり、ここに大乱闘が始まった。この乱闘劇で警官隊と勇ましく闘った大杉栄・荒畠寒村らばかりでなく、乱闘には加わっていなかつた菅野スガらの女性社会主義者や、さらには乱闘をとめにはいった堺利彦・山川均まで合計一四名が逮捕されてしまった。

もともとこの赤旗事件は、大杉栄と荒畠寒村が山口孤剣の出獄歓迎会を機会に、「軟派に対する示威運動をおこなう」として、「イタズラ半分に計画したこと」から起こつたものであつた。しかしながらこの「イタズラ半分」から起つた赤旗事件が生み出した結果は、きわめて重大であつた。まず第一に、西園寺内閣は社会主義に対する取り締りがなまぬるいとして、山県・桂一派に毒殺され、代わつて反動的な第二次桂内閣が誕生したのである。そして被告に課せられた刑罰は重かつた。当初堺は「まあ二三カ月、避暑にいつたつもりでいるサ」とたかをくくつていた。

事実五カ月ほど前のいわゆる屋上演説事件では、堺・大杉・山川は輕禁錮一カ月半であつた。ところが元老山県有朋

から社会主義の脅威をふきこまれていた明治天皇は、「何とか特別に厳重なる取締もありたきものなり」と、社会主義運動の鎮圧要求をしており、第二次桂内閣の成立とともに司法当局も反動化し、女性たちは無罪または執行猶予にしたもの、大杉栄を重禁錮二年半、堺利彦・山川均・森岡栄治を重禁錮二年、荒畑寒村・宇都宮卓爾を重禁錮一年半、村木源次郎、百瀬晋・徳永保之助を重禁錮一年、佐藤悟を重禁錮六カ月に処した。屋上演説事件に比べると、ほぼ一〇倍の厳罰ぶりであった。

第二に、赤旗事件は弾圧の主体を右旋回させたばかりでなく、同時に弾圧の対象たる左派・直接行動派をますます左旋回させた。赤旗事件の逮捕者に対しては徹底した弾圧が加えられ、大杉・荒畑などは拷問の結果悶絶したほどであった。また女性逮捕者の取り調べも苛酷をきわめ、彼女らは面会に来た同志に、「着物や、金子の差入は何うでも好い。入監以来受けし圧虐に対して何うか復讐して載きたい」と訴えたほどであった。

かくして彼らの憎しみは、だんだん天皇に向かられていった。逮捕者たちが拘留された留置場の壁に、つぎのような落書きがなされた。

一刀両断天王首

落日光寒巴黎城
バリ

これはギロチンにかけられたルイ一六世をうたった漢詩の一節で、自由民権運動時代によくうたわれた。原作では「一刀両断君主首」であったのを、幸徳秋水が「帝王首」と改め、若き社会主義者の間で愛唱されていたと言う。その「帝王首」が「天王首」となって、留置場に落書きされたのである。この落書きは天皇暗殺を意図したものであるとされ、その犯人として佐藤悟が嫌疑をうけ、彼は強く罪状を否定したのに、不敬罪によつて禁錮三年九カ月・罰金

一五〇円・監視六カ月に処せられた。

郷里高知県中村へ帰り、病を癒しつつクロポトキンの『麵麪の略取』の翻訳にとりくんでいた幸徳秋水が赤旗事件のことを知ったのは、事件の翌日の六月二三日のことであった。勤務先の『二六新報』にいたため危く難をのがれた守田有秋が、「サカイヤラレタスグカエレ」の電報を打ってきたのである。すぐ上京したい気持をおさえつつ翻訳を急ぎ、七月の半ばには完成した。そして七月二一日、病の身をおして単身上京の途についた。

途中幸徳は和歌山県新宮の大石誠之助の家に立ち寄った。そこで高木顯明・峰尾節堂・成石平四郎・崎久保誠一らと会った。その後名古屋へ立ち寄り、義兄で判事をしている松本安蔵方に立ち寄り、大逆罪について質問している。名古屋をたつた幸徳は箱根林泉寺の住職をしている内山愚童を訪ねた。このようにして幸徳が東京に着いたのは、赤旗事件第一回公判前日の八月一四日のことであった。

幸徳はまず柏木の守田有秋の旧宅に落ちつき、その後一〇月には巣鴨に一戸をかまえ、平民社の看板を掲げた。しかししながら官憲の監視体制は厳しく、幸徳の家はテント張りの警官詰所から常時見張られ、彼の家を訪れる者は、いちいち住所氏名用件を聞かれ、身体検査をされて所持品を調べられる始末で、とても運動を始めるどころではなかつた。

それでも幸徳のところには、社会主義者の出入がだんだんはげしくなってきた。新美卯一郎・森近運平・内山愚童・大石誠之助・松尾卯一太・宮下太吉らがたずねてきた。古河力作も、幸徳の家を時々訪れるようになつた。そして坂本清馬・管野スガ・新村忠雄が時期を前後しながら、幸徳の家に寄食した。

幸徳秋水は一九〇八年一二月には、かねて翻訳していた『麵麪の略取』を平民社訳として発行した。発売禁止が予

想されたので、出版予告を翌年一月としておき、警察の目をこまかして年内にひそかに配布してしまった巧妙なやり方をとつたのであった。結果は予想どおり発売禁止で、発行署名人の坂本清馬は三〇円の罰金に処せられた。一九〇九年（明治四二年）三月一〇日には、松尾卯一太ら熊本の社会主義者たちが『平民評論』を発行したが、これまたすぐさま発行禁止をくらつた。

幸徳秋水は、五月二五日には、管野スガを发行人兼編集人、古川力作を印刷人として、『自由思想』を発刊した。その創刊号において、幸徳はつぎのように自由を要求した。

一切の迷信を破却せよ、一切の陋習を放擲せよ、一切の世俗的伝説的圧制を脱却せよ、而して極めて大胆聰明に、汝の信仰、汝の生活、汝の行動が、果して自己良心の論理と宇宙の理義とに合せるや否やを思索せよ。（中略）

然り、神乎、信ず可し、國家乎、愛す可し、政府乎、重んず可し、法律乎、服す可し、而も是れ決して外部の強権のために強いるゝにあらずして一に自己良心の論理と宇宙の理義とに合するを待て後ち為さしめば、初めて囚人、奴隸、牛馬たるを免れて、真個自由の人たるに庶幾し。

今や吾人は切に大胆聰明なる自由思想を要求す。⁽⁸⁾

幸徳はこの『自由思想』でもって、反撃を開始しようとしたのであるが、官憲の弾圧は苛酷をきわめ、第一号・第二号とも発禁となり、すぐに廃刊に追い込まれてしまった。『自由思想』第一号で管野が罰金一〇〇円、第二号で管野が一四〇円、幸徳が七〇円の罰金の判決を受けた。さらに発禁後に『自由思想』を頒布したかどで七月一五日に家宅捜査をうけ、管野は病床から拘引されていき、九月一日に罰金四〇〇円の判決をうけてやつと釈放された。

情勢は、社会主義者にとって絶望的であった。何かをやって、局面を開けなければならない。しかし何をやっても、苛酷に弾圧された。このような状況の中で、支配階級に対する復讐の念だけが成長していくたとしても、不思議ではない。幸徳秋水をとりまく社会主義者の中で、宮下太吉・管野スガ・新村忠雄・古河力作が、明治天皇暗殺の計画を始めた。計画は宮下太吉による爆弾の製造と実験、管野・新村・古河の間での爆弾を投げつける順番のくじ引き程度まで進んだ。

さてこの明治天皇暗殺計画に、幸徳秋水はどのようななかわりをもったのであらうか。彼は宮下から天皇暗殺の話をもちかけられた時、新村と古河をしつかりした人物だからと推薦したり、奥宮健之に爆弾の製造法を尋ね、それを新村を経て宮下に教えたりというような、一定の関与はした。しかしながら、時とともに幸徳はこの計画から退き、また彼らの方も幸徳は実行の人ではないとして、幸徳抜きで計画を進めていたのであった。そして一九一〇年（明治四三年）二月には、親友小泉三申の援助で『通俗日本戦国史』を執筆することになり、湯河原の旅館天野屋にとじこもり、明治天皇暗殺計画からは完全に抜け出た形になっていた。

ところで明治天皇暗殺計画は、宮下太吉の軽率な言動から、当局に露頭し、五月二五日から検挙が始まった。宮下・管野・新村・古河の一昧のほかに、事情を知りながら弟忠雄に薬研を送ったとして新村善兵衛、爆弾製造を手伝つたとして新田融が逮捕された。そして六月一日朝上京すべく湯河原駅へ向かっていた幸徳秋水もまた、逮捕された。社会主義運動の殲滅を目撃から念願していた当局は、好機到来とばかり、この事件を徹底的に利用した。幸徳が計画と無関係になっていたのを知りながら、彼を首魁とする大逆計画というふうに事件をねじまげ、彼と連絡があつた者を一網打尽にした。高知から上京の途中の幸徳と会って大逆事件を計画したとされた者、上京して彼の家を訪れ計

画を相談したとされた者、そしてまたその彼らと会うことによつて間接的に幸徳と連絡をとつたとされた者らが続々検挙された。その数二六名であつた。この検挙の網の目をくぐることができたのは、どうしてもひっかけようのなかつた片山潜派の右派の社会主義者と、アリバイのある堺利彦・山川均・大杉栄・荒畠寒村ら赤旗事件で投獄された者だけであつた。

裁判の結果は、新田融が徵役一年、新村善兵衛が徵役八年であつたほかは、残り一二四名全員死刑であつた。そして判決の翌日には情深い天皇陛下の思召しということで、死刑判決を受けた者の半数一二名が罰一等を減ぜられて、無期徵役になつた。

幸徳秋水が本来を目指していたことは、「労働者の階級的自覺を喚起し其團結訓練に勉⁽⁹⁾め、直接行動ニ總同盟罷工によつて社会主義を実現することであつたはずである。したがつて彼は、爆弾による暗殺を「一九世紀前半の遺物」として、断固として否定しなければならなかつたはずである。しかしながら幸徳には、元來、解放の主体を労働者に求めずして、「志士仁人」に求める思想的弱点があり、労働者に密接してその組織化を地道に推し進めるという努力は皆無であった。このような社会主義運動の方法的弱点は苛酷な弾圧と相まって、宮下・管野らの明治天皇暗殺計画への一定の関与となつてしまつたのである。

幸徳秋水は宮下太吉に新村忠雄・古河力作を推薦したり、奥宮健之から爆弾の製造方法を聞いてやつたりし、また一九一〇年（明治四三年）元旦には座興とは言え、爆弾にみたてた空罐の投擲を、宮下・管野・新村らと試みたり、五日には「爆弾の飛ぶよと見てし初夢は千代田の松の雪折の音」という、勅題「新年の雪」にからませた歌をつくつたりした。これらのことことが刑法上どのようなことになるか、また当局側がそれをどう利用したかは別として、やはり

幸徳は、指導者として誤っていた。いかに情勢が苦しくとも、本来の直接行動の道を追求すべきであり、爆弾による個人テロへの転落を阻止すべきであった。ところが幸徳は宮下・管野らの明治天皇暗殺計画を黙認したばかりか、一定の関与をして、それをあおつたのである。もちろん幸徳はある時期以後その計画に熱意を示さなくなり、その計画から抜け出たのであるが、これも指導者としては問題ある態度であった。彼らを説得して計画を放棄させ、運動を正しい軌道に復させるべきであった。それができなければ、自分も最後まで参加するのが、指導者としてとるべき態度ではなかつたであろうか。

さらに幸徳には、反天皇と反天皇制を区別する視点がなかつた。皇帝親政のロシア・ツアーリズムと、名目的にはともかく実質的には君臨すれども統治せずに近い日本の天皇制との違いが、彼には分かっていなかつた。したがつて、ツアーライズムと天皇暗殺の意味の違いが分かっていなかつたのである。

幸徳の思想は、すでに見てきたように熱烈な天皇崇拜から、ロシア第一次革命・弾圧と入獄・渡米の影響によつて、急激な反天皇主義になつた。しかしながら天皇個人と機構としての天皇制を明確に区別できなかつたために、幸徳の思想は反天皇思想になつた。しかしながら天皇個人と機構としての天皇制を明確に区別できなかつたために、幸徳の思想は反天皇思想になりえても、反天皇制思想にはなりえなかつた。しかも弾圧の強化による社会主義運動にとっての絶望的な政治状況は、ついに大逆事件を生み出したのである。筆者は直接行動論よりも議会政策論を高く評価するのであるが⁽¹⁰⁾、かりに幸徳の立場に立つとするならば、幸徳はあくまでも本来の直接行動論の路線を固守すべきであつた。状況が厳しかつたとしても、そのことによつて「一九世紀前半の遺物」として否定した爆弾によるテロへと逆転するのではなく、穏和な方向へ一步後退しても、運動を着実に再組織すべきであった。

大逆事件は、多くの論者が言うように、支配階級による大陰謀事件であつたし、また一大悲劇でもあつた。しかし

そうだからと言つて、幸徳の政治的責任が免れる訳ではない。彼が大逆事件に巻き込まれざるをえなかつた外的条件には、十分な理解を持ちつつも、やはり幸徳秋水は政治的には誤った路を歩んだと言わざるをえないのである。

- 注(1) 吉川守園『荊逆星霜史』(一九五七年、青木書店刊) 一〇七ページ。
(2) 堀利彦「社会党大会の決議」日刊『平民新聞』第二八号、一九〇七年二月一九日。
(3) 荒畠寒村『寒村自伝』上巻、一六二二三ページ。
(4) 同右一六二ページ。
(5) 同右一六五ページ。
(6) 原奎一郎編『原故日記』第一巻(一九六五年、福村出版刊)三〇八ページ。
(7) 「寄付金募集」『熊本評論』第二七号、一九〇八年七月二〇日。
(8) 幸徳秋水『発刊の序』(『幸徳秋水全集』第六巻)四七六二七ページ。
(9) 「日本社会党大会」日刊『平民新聞』第二八号、一九〇七年二月一九日。
(10) 拙稿「明治社会主義運動に関する一考察」『同志社法学』第八一号参照。

追記

本稿において幸徳秋水の『基督抹殺論』に言及しなかつたことに対し、批判があるかもしれない。『基督抹殺論』は『天皇抹殺論』を意図して書かれたという説(飛鳥井雅道氏)や、その執筆意図はともかくとして『天皇抹殺論』として読まれていたという説(神崎清氏)がある。しかしながら、筆者はこのいづれにも賛成することができない。執筆意図に関して言えば、キリスト教批判自体が、幸徳の早くからのテーマの一つであった。また読者の受けとり方においても、『基督抹殺論』は大逆無道の大逆事件の首魁の遺著ということでベストセラーになったのであり、「日本の社会が此の抹殺論の刊行を歓迎したのは、基督教は国体を害すると云う守旧的愛国論から來た」(木下尚江『基督抹殺論』を読む)『木下尚江著作集』第一二巻一一九ページ)面さえあつたのである。